



2017年 **11月18日** 土 **10:30~16:30** 終了予定 (受付 10:00~10:30)

申込締切 **10月27日** (金)

【会場】ホテル武蔵坊「桜の間」及び毛越寺
ホテル武蔵坊：〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢15 TEL 0191-46-2241

【定員】60名 (男女各30名)
【参加費】男性5,000円 / 女性3,000円

【参加条件】 独身男女20代~30代
男性：一関市・平泉町・登米市・栗原市のいずれかに在住している方
※各市10名の定員となります(平泉町在住の方は一関市枠に含まれます)
女性：居住地を問いません。
【選考方法】 厳正なる抽選。
※参加が確定した方のみ、11月1日※から2日※にかけて電話で連絡します。確実に連絡の取れる電話番号をお知らせください。
【申込方法】 電話・Fax・メールのいずれかの方法にてお申込みください。Fax・メールでお申し込みの方は、「氏名・郵便番号・住所・電話番号・生年月日」を明記してください。

当日のスケジュール
● グループで 境内探検クイズ
● ランチタイム
● 灯1 自己紹介
● フリータイム
● マッチングカード記入
● マッチング発表
※ 例外でのイベントは、雨天の場合、内容が変更になる場合があります。



【主催】一関市・平泉町・登米市・栗原市
【実施】特定非営利活動法人 ファンスポルト一関
〒021-0881 岩手県一関市大町4-29 なのはなプラザ4階 E-mail info@funspo.net
TEL:0191-48-4677 (受付時間 平日9:00~17:00) FAX:0191-48-4678



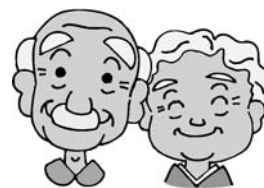
第63回平泉町敬老会を開催します

町では、多年にわたって社会に貢献してきた方々に感謝し、その長寿を祝い、敬老の意を表することを目的に敬老会を開催します。

今年の招待者は、昭和13年4月1日以前生まれの人1080人(男性350人、女性730人)、8月15日現在(です)。

会場にはテーブル、いすを設置しています。皆さんのご来場をお待ちしています。

■日時：9月17日(日) 午前11時~
■場所：平泉中学校体育館
■主催：平泉町



■協賛：▽町社会福祉協議会▽町民生児童委員協議会▽町地域婦人団体協議会▽町区長会
■協力：▽平泉地区婦人会▽長島地区婦人会
■問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

クマとの遭遇に注意してください！

今年は各地で例年以上にクマによる人身被害が多発しており、県内では13件(8月1日時点)の人身被害が発生しています。

農作業や登山などをする場合は、次のことに注意してください。
▽クマに自分の存在を知らせるため、鈴や笛、ラジオなど音の出るものを携帯する。

▽クマの活動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付ける。

▽森林や林のそばの農地は、周囲の雑木の刈り払いなどを行う。
▽生ごみや野菜くずなどの誘因物

は放置せず、適切に処理する。
▽果樹園は最も被害を受けやすいため、収穫物収納庫はきちんと施錠し、放置果実は適切に処理する。
▽子グマを見かけたら近くに母グマもいる可能性が高いため、そっと立ち去る。

▽クマに出合ってしまった場合は、あわてず騒がずクマの動きを見ながらゆっくり後退する。

町内でクマを目撃した場合は、直ちに農林振興課まで連絡してください。

■問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564

土地取引の届け出

国土利用計画法では、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届け出を設けています。

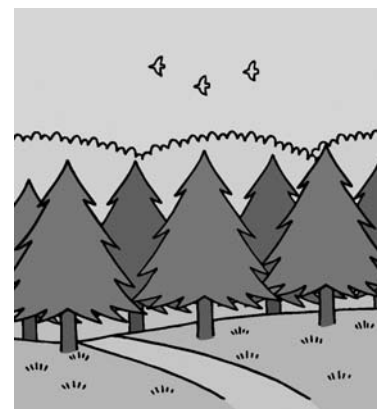
一定面積以上の大規模な土地について、土地売買などの契約を締結した場合に、土地の利用目的などについて届け出する必要があります。

■取引の規模(面積要件)
①都市計画区域内の場合
5千平方メートル以上
②都市計画区域外の場合
1万平方メートル以上

■取引の形態
▽売買▽交換▽共有持ち分の譲渡▽譲渡担保▽地上権・賃借権の設定・譲渡 など
※これらの取引の予約である場合も含まれます。

■一回の土地取引
取引される個々の土地が届け出対象面積未満でも、取引全体で届け出対象面積以上となる場合は、最初の契約から届け出が必要です。

■届け出の手続き
①届け出者 土地の取得者(買主)
②提出書類 ①届け出書
②土地取引にかかる契約書
③土地の位置を明らかにした縮尺



5万平方メートル以上の地形図
④土地およびその付近を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
⑤土地の形状を明らかにした図面
▽届け出期限
契約(予約を含む)を締結した日から2週間以内

■届け出をしなかった場合
届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

■届け出・問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

森林を買ったときや相続したときは、届け出が必要となります。

■届け出の手続き
▽届け出期限
所有者となった日から90日以内
■届け出・問い合わせ先
農林振興課 ☎46-5564